

【別紙】変更点

イデックスでんき約款

変更箇所	変更前	変更後				
20 各種割引	<p>(2) 契約継続割引</p> <p>当社規定のプランをご契約のお客さまで、かつ当社との契約期間が12か月を超えて継続しているお客さまには、12か月を超えた翌月以降、12か月ごとに、以下の割引を行います。動力を使用する需要のご契約は、期間の算定および料金割引の対象といたしません。</p> <p>また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。</p> <table border="1" data-bbox="450 639 1189 687"> <tr> <td>1月の電気料金より</td> <td>500円</td> </tr> </table>	1月の電気料金より	500円	<p>(2) 契約継続割引</p> <p>当社規定のプランをご契約のお客さまで、かつ当社との契約期間が12か月を超えて継続しているお客さまには、12か月を超えた翌月以降、12か月ごとに、以下の割引を行います。動力を使用する需要のご契約は、期間の算定および料金割引の対象といたしません。</p> <p>また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。</p> <table border="1" data-bbox="1319 592 2058 639"> <tr> <td>1月の電気料金より</td> <td>500円</td> </tr> </table>	1月の電気料金より	500円
1月の電気料金より	500円					
1月の電気料金より	500円					
33 供給の中止または使用の制限もしくは中止	<p>(1)当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>ハ 非常変災の場合</p> <p>ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合</p> <p>(2)(1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>	<p>(1)当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>ハ 非常変災の場合</p> <p>ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合</p> <p>(2)(1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>なお、当社は、この場合の料金の減額は行ないません。</p>				

変更箇所	変更前	変更後
34 制限または中止の料金割引	<p>(1)当社は、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。なお、料金の割引は制限または中止があった料金算定期間の翌月以降になることがあります。</p> <p>イ 割引の対象</p> <p>基本料金といたします。ただし、18（料金の算定）(1)または(2)の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率</p> <p>1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。</p> <p>(2)(1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上一般送配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。</p>	<p>(1)当社は、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。なお、料金の割引は制限または中止があった料金算定期間の翌月以降になることがあります。</p> <p>イ 割引の対象</p> <p>基本料金といたします。ただし、18（料金の算定）(1)または(2)の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率</p> <p>1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。</p> <p>(2)(1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上一般送配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。</p>

【別紙】変更点

イデックスでんき供給条件に係る文書

変更箇所	変更前	変更後
4. 小売供給に係る料金	<p>・ 契約継続割引：一年間契約をご継続された場合、一年満了ごとに満了月翌月の電気料金を 500 円（税込）割り引きます。ただし、動力を使用する需要のご契約は、契約継続割引の対象といたしません。また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。</p>	<p>・ 契約継続割引：一年間契約をご継続された場合、一年満了ごとに満了月翌月の電気料金を 500 円（税込）割り引きます。ただし、動力を使用する需要のご契約は、契約継続割引の対象といたしません。また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。</p>